

手話言語法ニュース

2026年 4月30日 NO.83

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0053 新宿区原町3-61 桂ビル2F
TEL：03-6302-1430 / FAX：03-6302-1449

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石橋大吾 事務局長 久松三二
普及啓発・広報グループ：河原雅浩・小林泉・大杉豊・間船博・佐藤英治
条例・ネットワーク支援グループ：久松三二・石野富志三郎・渡部芳博・宮澤典子
ろう乳幼児等支援グループ：中西久美子・吉野幸代・嶋本恭規・田門浩

今こそ地域に手話言語条例を！

手話言語条例は現在、42 都道府県、市区町村も含めると計 646 自治体で成立しています。(2026 年 4 月 15 日現在 事務局把握分)

ところが、2025 年 6 月 25 日にわたしたちの悲願である手話施策推進法が公布・施行されて以降、「手話施策推進法」と地域の条例の在り方について、問い合わせが増えています。法が制定されたのだから地域の条例は不要と行政から伝えられた地域もあると聞いています。

せっかくの法制定が、条例成立の足を引っ張る形になりかねません。

なぜ法とは別に条例が必要なのでしょう。

理由その① 地域ごとのカラーを出す

地域のそれぞれの実情にあわせた、きめ細やかな施策を推進する必要がありますが、当然のことですが、地域によって、人のつながりや課題は異なります。その地域の問題を踏まえつつ、当事者が声を出し合いながら形づくる手話言語条例が重要となります。

自分の地域では「どのような」手話施策を希望するか考えてみましょう。(次段落へ)

自分が生活をしている、身近な場所で自分の意見を出し、政策に反映させるという、そのプロセスを学校や地域活動にも広げていくことで、市民生活に手話言語がより浸透し、誰もが安心して手話言語で暮らせる環境づくりが進んでいきます。

また、手話言語条例を定めることにより、手話言語やきこえないことへの住民の認知度も高まるほか、自治体職員の意識改革にも効果があるということも見逃せない点です。ひいては共生社会の実現につながります。

理由その② 実効性担保のため

手話施策推進法は国会議員が提出している法律(議法)であり、内閣が作る法律(閣法)と異なる面があります。

- ① 手話施策推進法は理念法であり、罰則規定などがないこと
- ② 理念法は、「国の方針」などを示すのみで、詳細は省庁、地方自治体等に委ねられること
- ③ そのため、理念法に書かれた方針を自治体の具体的な施策によって実現させる必要があること

手話施策推進法が理念法である以上、その具体化には条例の制定が不可欠です。条例を作ることで、法律の精神を「絵に描いた餅」にせず、地域の施策に反映させることができます。

また、地域の施策はその時の首長の判断に左右される可能性もありますが、条例として定めたものは、首長の判断だけでは変えにくいことも重要です。手話施策を展開するための根拠となり大切な存在になります。

条例を作るだけでなく、推進計画を立てる、5 年に一度見直す等、法よりさらに踏み込んだ条例となるよう、各地で、法律の学習をしていきましょう。

持続可能な手話施策のために

手話言語条例を活かして持続可能な施策にするには、当事者が話し合いに継続して参加できる仕組みが大切です。学校や地域活動、職場などで手話言語に触れる機会を増やし、身近な言語として根づかせていきましょう。

取り組みを定期的に見直し、地域の声を反映し続けることで、無理なく長く続く施策になります。

手話言語条例未制定地域(都道府県・市町村)においては、今後も引き続き手話言語条例制定に向けた取り組みを継続いただきたいと思います。

条例成立自治体 100%をめざして、皆で一体となって頑張りましょう！

2025年度「手話言語条例を考える 行政担当者学習会」開催

2026年1月29日(木曜日)、1月30日(金曜日) 大阪府・東大阪市文化創造館にて「2025年度、手話言語条例を考える行政担当者学習会」を開催しました。

手話施策推進法が2025年6月25日に公布・施行され、多くの自治体の手話言語条例を制定している中、行政の担当者として、手話言語とは何か、また手話言語条例の基本的な内容や意義、施策作り等について学びたいという声を受け、企画したものです。

29日は37名、30日は52名の参加がありました。(両日ともオブザーバー参加含む)

両日とも、内閣府担当官からの「手話に関する施策の推進に関する法律について」の動画による講演を視聴したのち、当事者として、連盟より「手話施策推進法をスタートとして、手話言語条例を」の講演を行いました。

内閣府からの講演では、手話施策推進法で定められた内容と関係する省庁にどのような予算がついているかといった情報、そして国としては、この法律の趣旨を、第6期障害者基本計画に反映予定であること、都道府県、市町村での計画等への反映を期待していることも述べられました。

また、全国手話言語市区長会(愛知県豊橋市/29日、大阪府東大阪市/30日)から事例報告を行いました。

事例報告の後、グループに分かれて意見交換が行われ、関係部局との連携や意識改革、新たな計画の策定のための課題共有や条例制定後の取り組み、法律と条例の整合性の取り方などの議論がなされていました。



行政担当者学習会 情報交換の様子
(日聴紙提供)

手話言語法制定推進運動本部から 講師を派遣します！

加盟団体及び関係団体の皆様から「手話施策推進法を学びたい」「手話施策推進法と地域条例の在り方について学びたい」といった声をいただいています。

それらを受け、以下の形で講師派遣の斡旋及び条件によって派遣費用の支援をしています。

手話言語条例未制定地域(都道府県・市町村)においては、今後も引き続き手話言語条例制定に向けた取り組みを継続いただきたく、また、地域活動をより発展させるべく関係団体(全通研、土協会)と共に学習を深めていただくことも、講師派遣の目的となりますので、ぜひ関係団体と協議の上、お申し出ください。

【講師派遣・斡旋について】

※以下の①及び②のいずれかの条件に当てはまる団体を優先して希望を受け付け、講師派遣を行います。(優先順は①②となります)

①手話言語条例が成立していない地域(都道府県・政令指定都市・中核市等)のろう協会が主催する勉強会・研修会活動(オンライン可)

→講師の旅費交通費実費については、1回に限り、助成金を活用することが可能です。

(ただし、講師の謝金は対象外となるため、主催団体でご準備ください)

②手話言語条例の有無を問わず、「手話施策推進法」と手話言語条例の関係や法律の内容を学ぶため、ろう協会が主催する勉強会・研修会活動(オンライン可)

→講師派遣の助成対象外となります。そのため、必要経費を主催団体で用意できることが条件となります。

【派遣者】

手話言語法制定推進運動本部委員を優先して調整しますが、全日本ろうあ連盟役員を派遣する場合もあります。

【派遣期間】

2026年1月～2027年3月(見込み)

【申し込み方法】

運動本部事務局(e-mail: info@jfd.or.jp)まで、企画内容(日時や会場の情報など)を添え、該当日の3カ月前までにご連絡ください。

なお、日程によっては派遣できない場合もありますので、ご了承ください。



条例成立情報



山口県防府市

2025年7月2日「防府市手話言語条例」が成立しました。同日施行です。



福島県天栄村

2025年9月3日「天栄村手話言語条例」が成立しました。2025年9月8日施行です。



千葉県八街市

2025年9月10日「八街市手話言語条例」が成立しました。2025年9月23日施行です。



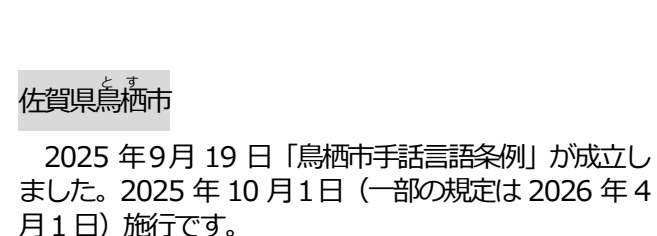
佐賀県神埼市

2025年9月17日「神埼市手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が成立しました。同日施行です。



埼玉県川島町

2025年9月18日「川島町手話言語条例」が成立しました。2025年10月1日施行です。



佐賀県鳥栖市

2025年9月19日「鳥栖市手話言語条例」が成立しました。2025年10月1日（一部の規定は2026年4月1日）施行です。



福島県川俣町

2025年9月19日「川俣町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例」が成立しました。同日施行です。



千葉県四街道市

2025年9月29日「四街道市手話言語条例」が成立しました。2025年10月1日施行です。



広島県大竹市

2025年9月30日「大竹市手話言語条例」が成立しました。同日施行です。



佐賀県多久市

2025年10月23日「多久市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が成立しました。同日施行です。



広島県

2025年9月30日「広島県手話言語条例」が成立しました。2025年11月1日施行です。



北海道中標津町

2025年12月12日「中標津町想いをつなぐ手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。



やわたはま
愛媛県八幡浜市

2025年12月19日「八幡浜市手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。



うき
熊本県宇城市

2026年2月26日「宇城市手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。

せら
広島県世羅町

2026年3月5日「世羅町手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。



よいちちょう
北海道余市町

2026年3月3日「余市町手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。

ふるびら
北海道古平町

2026年3月9日「古平町手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。

北海道仁木町

2026年3月9日「仁木町手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。

北海道赤井川村

2026年3月10日「赤井川村手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。

しゃこたんちょう
北海道積丹町

2026年3月12日「積丹町手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。

※5町合同で写真を撮影。



高知県四万十町

2026年3月11日「四万十町手話言語条例」が成立しました。2026年3月16日施行です。



北海道函館市

2026年3月13日「函館市手話言語条例」が成立しました。2026年7月1日施行です。



群馬県玉村町

2026年3月19日「玉村町手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。



愛媛県

2026年3月19日「愛媛県手話言語の普及及び障がい者の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。



石川県穴水町

2026年3月19日「穴水町手話言語条例」が成立しました。同日施行です。



熊本県八代市

2026年3月23日「八代市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。

大阪府阪南市

2026年3月23日「八阪南市心とところをつなぐ手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。



愛媛県松山市

2026年3月19日「松山市手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。



香川県綾川町

2026年3月19日「綾川町手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。



山梨県山梨市

2026年3月24日「山梨市手話言語の普及の推進に関する条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。



三重県四日市市

2026年3月24日「四日市市手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。



大阪府守口市

2026年3月24日「守口市手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。



高知県宿毛市

2026年3月25日「宿毛市手話言語条例」が成立しました。



兵庫県佐用町

2026年3月24日「佐用町手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。



長野県須坂市

2026年3月24日「須坂市手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。



広島県北広島町

2026年3月25日「北広島町手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。



大阪府泉南市

2026年3月26日「泉南市手話言語条例」が成立しました。2026年4月1日施行です。



加盟団体の皆さまにお願い
～条例成立情報をお寄せください～

「自治体名」「条例名」「成立日」「施行日」「条文」「写真」の情報を事務局までお寄せください。
連盟 HP の手話言語条例マップ 及び手話言語法ニュースに掲載します。お待ちしております！